

# 用途地域等の一括変更について（考え方）

## 1 変更箇所について

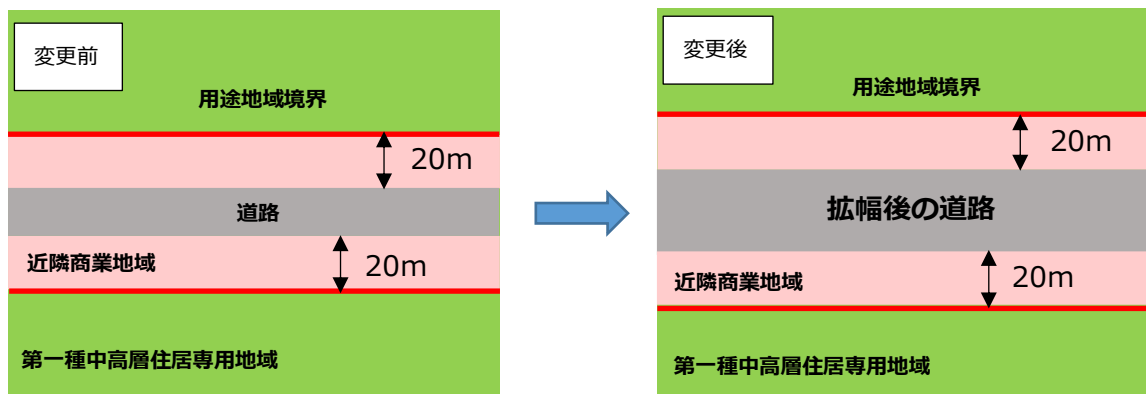
今回の用途地域等の一括変更については、市街地環境に影響を及ぼさず、地区計画を策定する必要がないものに限定します。

## 2 変更の考え方について

(1) 用途地域の境界の基準（以下「基準」という。）としていた地形地物に変更した地区

ア 基準としていた地形地物（道路や通路等）の位置や形状が変更した場合

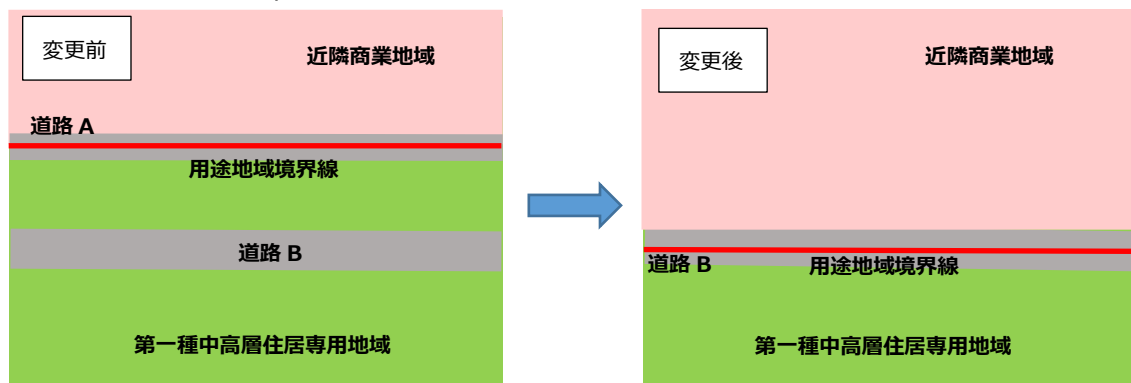
（対応例）拡幅後の道路を新たな基準とし、近隣商業地域が拡大



イ 基準としていた地形地物（道路や通路等）が無くなった場合

（対応例）基準としていた道路 A が消失したため、新たな基準を道路 B に変更し、

近隣商業地域が拡大



ウ 地形地物に変更はないが、現指定の用途地域の境界の位置や根拠が不明確となっている場合

（対応例）近傍の地形地物に基準を変更

### 3 今後のスケジュール（予定）

- ・令和4年11月 説明会
- ・令和5年2月 三鷹市都市計画審議会報告（都市計画変更素案）
- ・令和5年3月 都市計画変更原案の確定
- ・令和5年度 都市計画変更原案説明会  
東京都協議  
都市計画変更案の公告・縦覧
- ・令和6年度 都市計画決定